

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 2月20日

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局

九頭竜川ダム統管理事務所長 藤村 正純



1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件等の名称及び数量 九頭竜川ダム統管清掃業務
数量 1式 (電子入札対象案件)
- (2) 調達案件等の概要 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成25年3月29日まで
- (4) 履行場所 福井県大野市中野29-28
九頭竜川ダム統管理事務所外3箇所
- (5) 入札方法
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 電報及び郵便による入札は認めない。
 - ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 電子入札システムの利用
本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域又は東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 本店、支店又は営業所が近畿地域又は東海北陸地域にあること。
 - ④ 平成19年度以降において、清掃業務の元請けとしての履行実績があることを証明した者であること。

なお、履行実績とは、一契約当たり建物延べ面積 1,500 m²以上の清掃業務の履行実績をいい、平成23年度内に完了する予定のものも含む。

- ⑤ 本業務に従事させることとする業務管理責任者は、上記2(1)④の履行実績に関する統括管理の経験を有することを証明した者であること。
- ⑥ 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑦ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒912-0021 福井県大野市中野29-28
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課 総務係
電話0779-66-5300（内線214）
- (2) 入札説明書の交付場所 上記3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付期間 平成24年 2月20日（月）から平成24年 3月
1日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎
日、午前 9時00分から午後 4時00分まで
- (4) 入札説明書の交付方法
書面により交付を行う。なお、郵送による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。
- (5) 電子入札システムのURL
国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (6) 電子入札システム及び紙入札方式による競争参加資格確認申請書及び証明書等の受領
期限
平成24年 3月 2日（金） 午後 4時00分
- (7) 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限
平成24年 3月30日（金） 正午
- (8) 開札の日時及び場所
平成24年 4月 2日（月） 午後 1時00分
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 入札室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(5)に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から競争参加資格確認申請書及び証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書による。